

新規就農経営発展事業の概要（令和7年度2月補正予算）

1 事業の内容

物価高騰や資材費高騰の中でも経営開始時に掲げた所得目標を達成するなど、経営発展を目指す10年以内の新規就農者に対して、経営発展に必要な施設・機械等の整備に必要な経費等の補助を行う。

2 事業の対象者

- (1) 平成28年4月1日以降に農業経営を開始し、青年等就農計画の認定を受け、直近の青色申告書の農業所得※が青年等就農計画の目標値（年間農業所得）をおおむね達成している認定新規就農者または認定農業者
- (2) 令和8年度に経営発展支援事業等※の交付を受ける認定新規就農者
経営発展支援事業等とは、以下のいずれかの事業を指す。
 - ① 経営発展支援事業（通常枠）または初期投資促進タイプ
 - ② 経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）または世代交代円滑化タイプ
 - ③ 新規就農者チャレンジ事業
- (3) その他市町村長が特に支援が必要と認める者（要件あり）

3 事業の要件

本事業の残額について、融資を受けること。

4 補助対象経費

- (1) 経営発展に資する農業用機械・施設等の導入または改良。
- (2) 農業用施設等の撤去・移設等（面積等経営規模拡大に資する場合に限る）。
- (3) その他、経営発展に資すると認められる機械・施設等。

5 補助率・上限額

2分の1以内（補助上限額 1,500万円）

6 その他

ポイント制採択事業のため、採択を確約するものではありません。

(別表)

新規就農経営発展事業におけるポイント設定について

項 目	内 容	ポ イ ント	確 認 書 類
所得	第3(1)または(3)の者で、直近の所得が目標所得の80%以上	0	第3の(1) ・青年等就農計画書 第3の(3) ・農業経営改善計画 共 通 ・決算書
	第3(1)または(3)の者で、直近の所得が目標所得の100%以上	1	
	第3(1)または(3)の者で、直近の所得が目標所得の120%以上 または、第3(2)の者である。	3	
	第3(1)または(3)の者で、直近の所得が目標所得の140%以上	5	
認定農業者	農業経営改善計画の認定を受けている。	1	・農業経営改善計画の認定書の写し
中山間	申請者の就農地の農業地域類型が中間農業地域である。	1	・農業地域類型一覧表(農林水産省)
	申請者の就農地の農業地域類型が山間農業地域である。	3	
法人化	令和8年4月1日時点において、法人化している。	2	・定款 等
年齢	令和8年4月1日時点において、49歳以下である。	2	・免許証 等
認定	環境負荷低減事業活動実施計画、有機JAS、またはGAP認証を受けている。	1	・認定書の写し
事業費	本事業の事業費(税込)が500万円を超える。	1	・見積書
	本事業の事業費(税込)が1,000万円を超える。	2	
	本事業の事業費(税込)が1,500万円を超える。	3	
	本事業の事業費(税込)が2,000万円を超える。	4	
	本事業の事業費(税込)が2,500万円を超える。	5	
	本事業の事業費(税込)が3,000万円を超える。	6	
合 計		／20	